

富山高岡広域都市計画地区計画の決定
(富山市決定)

石坂地区 地区計画

計 画 書

富山市

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（富山市決定）

都市計画石坂地区 地区計画を次のように決定する。

<p>名 称</p>	<p>石坂地区 地区計画</p>	
<p>位 置</p>	<p>富山市石坂字新村柿木、石坂字新村下、石坂字吉原、石坂新字平均及び山岸の各一部</p>	
<p>面 積</p>	<p>約 2. 2 ha</p>	
<p>地区計画の目標</p>	<p>当地区は富山市中心部から北西へ約 2. 5 k m、都市計画道路 草島西線と富山市内を流れる一級河川 神通川にはさまれた場所に位置しており、当地区南側や北側には、良好な住宅地や既存集落、田園風景が形成されている。</p> <p>都市計画道路 草島西線が国道 8 号まで供用開始されたことから、当地区の沿道にふさわしい土地利用を図るとともに、自然や景観、防犯等に有効な沿道環境の形成が求められている。</p> <p>このことから、当地区の幹線道路沿道における不良な街区形成や建築物の用途の混在を防止するとともに、周辺の自然や景観等と調和した計画的な土地利用を図ることを目標とする。</p>	
<p>区域の整備・開発及び保全に関する方針</p>	<p>土地利用の方針</p>	<p>当地区の生活の利便性を増進するための幹線道路沿道にふさわしい店舗を主体とした土地利用を図る。</p>
<p>地区施設の整備方針</p>	<p>地区内の土地利用の整序と、周辺の自然や景観等との調和を図るため、緑地の適正な配置に努める。</p>	
<p>建築物等の整備の方針</p>	<p>周辺の住環境や沿道環境との調和に十分配慮する。このため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態・意匠の制限及び垣またはさくの構造の制限を定める。</p>	

地区整備計画

建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 ・ 第一種住居地域に建築することのできる店舗 (ただし、本地区計画区域内において同一の店舗用途のもの、本地区計画区域内の複数の建築物の床面積の合計が 10,000 m ² を超えるものは除く)
	建築物の容積率の最高限度	80%
	建築物の建ぺい率の最高限度	50%
	建築物の敷地面積の最低限度	3,000 m ²
	壁面の位置の制限	建築物の壁面又はこれらに代わる柱等の面から道路境界線または敷地境界線までの距離の最低限度は2.0m以上とする。
	建築物等の高さの最高限度	12m (建築物に設置する工作物の高さを含む)
	建築物等の形態、意匠の制限	建築物の屋根、外壁の意匠・形態は周辺の環境に調和したものとし、色彩は原色を避け、落ち着いた色合いのものとする。 屋外広告物は、本地区計画区域内の建築物の用に供する広告物で、色彩は原色を避け、形態等の意匠は周辺環境に配慮したものとする。
	垣またはさくの構造の制限	垣またはさくの構造は、生垣または透視可能(透視率50%を超える)な金属柵等とする。ただし、建築設備において防音等の措置が必要な場合は除く。

「区域は計画図の表示のとおり」

理 由

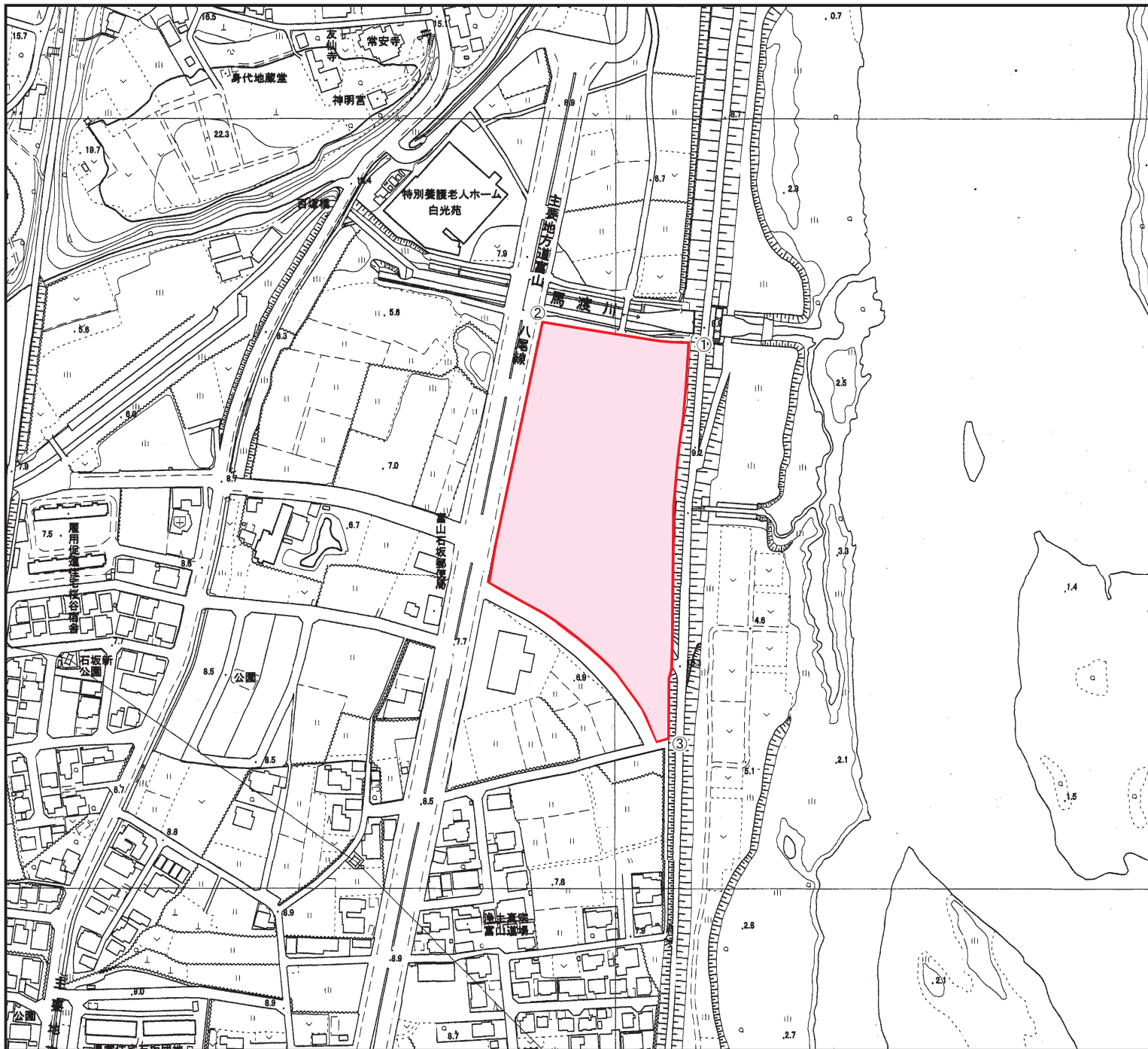
幹線道路沿道にふさわしい店舗を主体とした計画的な土地利用を誘導するとともに、周辺の住環境及び自然や景観等との調和を図るものである。

理 由 書

石坂地区は、富山市中心部から北西に約2.5km、都市計画道路 草島西線と富山市内を流れる一級河川 神通川にはさまれた場所に位置しており、当地区南側や北側に良好な住宅地や既存集落、田園風景が形成されている。

また、都市計画道路 草島西線が平成22年度末に国道8号まで供用開始されたことから、当地区においては、開発圧力が非常に高く、不良な街区形成や周辺の自然や景観、防犯等から様々な環境悪化が懸念されている。そのため、良好な沿道環境の形成や生活の利便性を増進する幹線道路沿道にふさわしい土地利用が求められている。

このことから、当地区においては、幹線道路沿道にふさわしい店舗を主体とした計画的な土地利用を誘導するとともに、周辺の住環境及び自然や景観等との調和を図るものである。


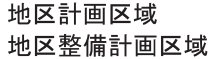


計画図

地区名：石坂地区

面積：約 2.2ha

整理番号	地区名：石坂地区 地区計画
①-②	河川界
②-③	道路界
③-①	河川界

 地区計画区域
 地区整備計画区域

